

三菱重工業株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：三菱重工業株式会社
- (2) 所属部会：関東金属機械部会（第1分科会）
- (3) 資本金：2,656億円（平成19年3月31日現在）
- (4) 営業品目：
【船舶・海洋部門】船舶，海洋開発等
【原動機部門】火力発電プラント，自然エネルギー発電，原子力発電プラント等
【機械・鉄構部門】環境保全施設・装置，文化・スポーツ・レジャー施設，自動車関連，交通システム，化学プラント等
【航空・宇宙部門】航空機，誘導機器，宇宙機器等
【中量産品】空調機，産業機器，エンジン，建設機械，特車，荷用・搬送車等
- (5) 社是
一，顧客第一の信念に徹し，社業を通じて社会の進歩に貢献する。
一，誠実を旨とし，和を重んじて公私の別を明らかにする。
一，世界的視野に立ち，経営の革新と技術の開発に努める。
- (6) CIマーク

この星に、たしかな未来を。

Dramatic Technologies



この“Dramatic Technologies”は、当社が「技術（Technology）」に立脚する企業である

ことを明確に打ち出すとともに，Dramaticを冠することで，当社の行う壮大な事業が世界のインフラストラクチャー（社会・産業基幹施設）の礎を築き，人々の夢や願いをかなえて，感動を与えていくことを表現している。また，サブコピーである“この星に，たしかな未来を。”には，地球と人類のサステナビリティ（持続可能性）に対し，ものづくり企業として責任と自覚を持ち，確かな未来を約束するための技術を提供していくという気概を込めている。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

知的財産部と称し，コーポレート機能として位置づけられている。組織上は各研究所と並んで技術本部に属しているが，各事業所を含めた全社の知的財産活動についての支援・管理機能を担っている。

(2) 構成及び人員

知的財産部は本社に集中しており，事務担当グループと特許技術担当の2グループの3グループ構成である（全39名，内弁理士5名）。本社業務の一部（非弁活動にならない範囲）は当社関連子会社（9名）に委託している。また発明現場である事業所，研究所には夫々の管理部門あるいは技術部門に知財業務従事者を配置しており，本社知的財産部員とあわせ，総勢約130名である。

(3) 沿革

昭和39年に「特許契約部」として発足し，平成12年に「知的財産部」と改名，現在に至る。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

3. わが社の知的財産活動

(1) 知的財産の評価

事業戦略、研究開発戦略、知的財産戦略の三位一体経営という観点から、提案された発明一件毎について、発明が関連しているこれら3つの戦略夫々に照らして綿密に評価を行っており、その戦略の重要度及び戦略への適合度により、発明の戦略面の評価が決まる仕組みになっている。また、戦略面の評価と併せて実施・活用面の評価も行っており、これらの評価を組み合わせ、発明・特許が事業へ貢献する態様や程度を総合的に評価している。

(2) 知的財産業務管理方法

国内・外国ともに出願・中間処理等の権利化のための手続き（発明報告、出願依頼、中間処理応答業務等に係る連絡、承認手続き）についてほぼ電子化が完了しており、業務の効率化とペーパーレス化、そして事業部門や研究開発部門との情報の共有化を実現している。また、特許事務所とのやり取りにおいても電子化が進んでおり、専用回線接続により情報セキュリティについても万全を期している。

(3) 知的財産情報の収集、利用、管理

知的財産部の各部員が外部の各種研修会や講習会・セミナーへ参加した後、部内へ、さらに必要に応じてTV会議等の手段を通じて全社に向けて報告会を実施している。また、上述の情報収集の他、外国弁護士来訪時のレクチャーや面談を通じて、各種制度や最新判例、各国の知財関連情勢などの情報収集も行っている。なお、日本、米国、欧州、アジアの各国制度について情報収集・発信をタスクとするチームを編成し、対応を強化している。各種資料については知財関連社内WEBページや社内報へ掲載し、社内での共有化を図っている。

(4) 知的財産部門の教育、研修

国内・海外での知的財産研修会参加や事業部

門、研究開発部門との社内ローテーションなどを計画的に行い、個人及び知的財産部門全体の能力アップ、必要な知識・知見修得に繋がるよう努めている。また、新任の知的財産部門担当者を対象にした、本社知的財産部が開催する集合教育も実施している。設計者・研究者等を対象にした知財教育も実施している。各事業所、研究所において定期的に各職務クラス別に教育を実施、知的財産の重要性について意識浸透を図っている。教育内容の企画、資料の作成、及び講師は主に本社知的財産部員が担っている。

(5) 社内における知的財産意識の高揚対策

発明者へのインセンティブとして、社内発明規則において職務発明に関する補償金（譲渡補償金、登録補償金、及び実績補償金）の支払いを規定している。当該規則は昭和36年に制定され、その後の知的財産に関する世間の認識の高まり等に歩調を合わせた制度の見直しなど、常に制度運用の適正さの維持に努めており、平成17年の実績補償金では支給額が1,000万円を超える案件も出ている。また、当社の各事業部、事業所（工場）や研究所は独自の発明表彰制度を設け、発明者へ更なるインセンティブを与えて、発明提案が促進されるよう活動している。

4. 今後の計画

(1) 当社の海外事業拡大計画に合わせ、海外特許出願件数を増加させる。具体的には、2011年度までに海外特許出願件数を段階的に引き上げ、2005年度の2倍に当たる1,500件に増加させる。

(2) 発明発掘強化策によりアイデア提案件数を増加させ、漏れのない特許出願を目指す。

(3) 面接審査や連携審査を利用して確実に権利化を進め、登録率の向上を図る。

(4) 現場／現物／現地指向の活動実践により、自社製品を確実にカバーする特許権の取得拡大を目指す。

（原稿受領日 2007年7月20日）